

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		流域下水道管理者以外の者の工事、維持の承認
根拠法令及び条項		下水道法第25条の30第1項
所管部課係名		インフラ整備部下水道課下水道工務係
審査基準	関係条項	下水道法第16条 下水道法施行令第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	下水道法第25条の30第1項 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。 下水道法第16条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 下水道法施行令第10条 法第十六条ただし書(法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和2年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することが困難であるため。)
	設定等年月日	令和 年 月 日設定(令和 年 月 日最終変更)